

ひまわり居宅介護支援事業所

—居宅介護支援—

重要事項説明書

<平成 28 年 4 月 1 日現在>

1. 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

☎ 0192-27-2670 (午前8時30分～午後5時15分)

担当 境谷 くみ子 (ひまわり居宅介護支援事業所)

2. ひまわり指定居宅介護支援事業所の概要

(1)居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ひまわり居宅介護支援事業所
所在地	大船渡市大船渡町字山馬越197番地「社会福祉法人 典人会」内
介護保険指定番号	居宅介護支援 0370300030 (岩手県)
サービス提供地域	大船渡市

(2)同事業所の職員体制

	職員配置	業務内容
管理者	常勤1名	従業者および業務の管理
主任介護支援専門員	常勤かつ専従1名以上	相談・介護計画の作成など介護支援業務全般
介護支援専門員	常勤かつ専従2名以上	相談・介護計画の作成など介護支援業務全般

(3)営業日および時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ☎0192-27-2670

土曜日、日曜日、夜間の緊急時 携帯電話：080-1650-5565

※利用者様との相談できる体制を24時間確保しております。

(4)休業日 土曜日・日曜日・正月(1月1日)

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 居宅サービス計画作成依頼の申し込み—指定事業所を選択し、その事業所に連絡
- ② 内容および手続きの説明・契約の締結—手続き等の説明を行い、同意の上で契約
- ③ 居宅サービス計画作成依頼届の提出—大船渡市に提出（指定用紙）
- ④ 居宅サービス提供・原案作成—課題分析した上で、サービス計画の原案を作成
- ⑤ サービスの提供—計画原案の同意により、計画に基づいてサービスを提供
同意を得られない場合は、再度計画原案を作成（③へ）
- ⑥ サービス計画の見直し—本人からの申し出、心身等の変化により随時計画を見直す
- ⑦ 要介護認定の申請にかかる援助
- ⑧ 個人情報の同意—介護サービス計画書を作成する等必要がある時は、利用者又は家族の個人情報をサービス担当者会議等において、関係機関に提示する場合があります。
- ⑨ 成年後見制度、日常生活自立支援事業についての相談

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けている方は、介護保険より給付されますので、自己負担はありません。保険料の滞納により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。後日、所在市町村窓口にてサービス提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

《利用料》	要介護 1・2	10,420円
	要介護 3・4・5	13,530円

《特定事業所加算Ⅱ》 3,000円

主任介護支援専門員の配置、サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項を目的とした会議の開催、24時間連絡体制の確保などの基準に適合した事業所に算定されます。

《初期加算》 3,000円

新規に居宅サービス計画表を作成し居宅介護支援を行なった場合、及び要介護状態区分が2区分以上変更された場合、初回の月に限り算定されます。

《入院時情報連携加算》

I・・・病院、診療所に訪問などし、情報提供をする 2,000円

Ⅱ・・・I以外の方法で情報提供をする 1,000円

入院時、病院又は診療所の職員に必要な情報を提供した場合算定されます。

《退院・退所加算》 3,000円

退院（所）時、病院等の職員と面談し情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成した場合に算定される。

《小規模多機能居宅介護事業所連携加算》 3,000円

利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、居宅サービス計画の作成等に協力した場合算定されます。

《看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算》 3,000円

利用者が看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、居宅サービス計画の作成等に協力した場合算定されます。

《緊急時等居宅カンファレンス加算》 2,000円

医師又は看護師と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要なサービスの調整を行なった場合算定されます。

(2)交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費が必要です。

《交通費》	①事業所から片道概ね20km未満	500円
	②事業所から片道概ね20km以上	1,000円

(3)解約料

利用者の判断により、いつでも契約を解約することができます。料金は一切かかりません。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

利用者がその居宅において、可能な限り自立した生活を送られるよう、心身の状況および置かれている環境等に応じて、適切な保健・医療・福祉サービスの利用を支援します。利用するサービスの選択等は公正中立に行うこととし、できる限り利用者の意思、希望を尊重し、利用者と介護支援専門員の協同により効果的なサービス提供を目指します。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

《課題分析手法》 ～ 『センター方式』

この手法は、利用者の姿や暮らし方を5つの共通視点（その人らしいあり方、安心・快暮らしの中での自分の力の発揮、安全と健やかさ、なじみの暮らしの継続）であらためて見直し、関わる人全員がいつでも、どこでも良質なケアを実現できるのが特徴です。これらを分析した上でサービスの利用計画を作成し、本人または家族の同意を得た上で、計画に基づいてサービスを提供します。

このサービス計画には、利用者の心身の状態変化や申し出等により随時変更できます。また担当の介護支援専門員が定期的に居宅を訪問し、変化や情報等の把握に努めます。

(3) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	有	利用者の変更希望の意思表示により
調査（状態把握）の方法	有	センター方式 他
介護支援専門員の研修の実施	有	採用時研修1回 以降年2回
利用者の都合による契約の解約料	無	一切かかりません

6. 秘密保持（プライバシー保護）

当事業所は、サービスを提供する際に、知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく、第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

7. 個人情報の保護

当事業所は、利用者およびその家族から予め文書で同意を得ない限り、別記の利用目的以外には、利用者およびその家族の個人情報を用いません。

8. 賠償責任

当事業所は、サービス提供に伴って、事業者の過失により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、速やかに関係機関等へ報告し、その損害を賠償します。

9. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 典人会
代表者役職・氏名	理事長 柏 貴美
本部所在地	〒022-0002 大船渡市大船渡町字山馬越196番地 ☎ 0192-27-8605

施設等

居宅介護支援事業所	1ヶ所
通所介護事業所	1ヶ所
認知症対応型通所介護事業所	1ヶ所
認知症対応型共同生活介護事業所	3ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	3ヶ所
介護老人福祉施設	1ヶ所
地域密着型介護老人福祉施設	2ヶ所
地域密着型通所介護事業所	1ヶ所
在宅介護支援センター	1ヶ所

担当介護支援専門員

氏名 _____

連絡先 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

☎ 0192-27-2670

土曜日、日曜日、夜間の緊急時 携帯電話：080-1650-5565

※ 利用者様との相談できる体制を24時間確保しております。

相談・要望・苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談・要望・苦情等は、サービス担当者か下記窓口までお申し出ください。

①当事業所サービス相談・苦情窓口

ひまわり居宅介護支援事業所

大船渡市大船渡町字山馬越197番地 「社会福祉法人 典人会」内

☎ 0192-27-2670

苦情受付担当者 境谷くみ子

苦情解決責任者 内出 幸美

苦情第三者委員 鈴木 周二

末崎町在宅介護支援センター

大船渡市末崎町字平林48-1 ☎ 090-7321-1106

②当事業所以外に大船渡市の介護保険係に苦情を伝えることができます。

大船渡市役所 ☎ 0192-26-2943

岩手県国民健康保険団体連合会 ☎ 019-623-4322

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 典人会 ひまわり居宅介護支援事業所
(岩手県 居宅介護支援 0370300030)

〈住所〉 大船渡市大船渡町字山馬越197番地

〈代表者名〉 理事長 柏 貴美 印

上記内容の説明を受けて、了承しました。

平成____年____月____日

利用者氏名_____ 印

代理人氏名_____ 印

重要事項説明書 別記

ひまわり居宅介護支援事業所（以下事業所という）では、利用者に安心して介護サービスを受けていただくために、公平中立な介護サービス計画を提案するとともに、収集した個人情報の取り扱いにも万全の体制で取り組んでいます。

1、個人情報の利用目的について

【利用者が介護サービスを受けるにあたっての必要な情報提供】

- ・事業所内部で介護サービス計画作成に必要な情報
- ・他の介護サービス事業所が介護サービスを提供する為に必要な情報
- ・他の医療機関や介護サービス事業所からの照会への回答
- ・利用者ならびに介護者の方等への介護サービス計画の説明
- ・サービス担当者会議等での必要な情報

【利用者請求のための事務】

- ・事業所内部での介護給付費明細書作成
- ・審査支払期間への介護給付費明細書の提出
- ・審査支払期間または保険者からの照会への回答

【上記以外の利用目的】

- ・利用開始、終了等の管理
- ・法人内での事故、ヒヤリハット等の報告
- ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出
- ・業務の維持、改善のための基礎資料
- ・従事者の質の向上を目的とした事例研究や検討資料
- ・当事業所において行なわれる実習への協力
- ・外部監査機関への情報提供
- ・医療機関への情報提供

2、個人情報の開示・訂正・利用停止について

当事業所では、利用者の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、「個人情報の保護に関する法律」の規定に従ってすすめております。

手続きの詳細の他ご不明な点につきましては、当事業所までお気軽にお尋ねください。